

令和3年第3回酒田市議会4月臨時会
提出案件の概要（計7件）

令和3年4月20日
総務部総務課

（報告案件 5件）

報第3号 専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

※ 酒田市日吉町二丁目地内で発生した公用車運転中の事故により相手方に損害を与えたため、その損害賠償の額について専決処分したものを報告するもの。

- ・ 事故発生日 令和2年12月16日（水）
- ・ 発生場所 酒田市日吉町二丁目4番3号 北東側 交差点
- ・ 被害状況 相手側車両 フロントバンパー損傷
- ・ 損害賠償額 30,000円（過失割合 市20%：相手方80%）
- ・ 専決年月日 令和3年3月29日

報第4号 専決事項の報告について（酒田市税条例の一部改正）

※ 地方税法等の一部改正に伴い、市税について直ちに適用させるため、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したものを報告し、承認を求めるもの。

- ・ 固定資産税の令和3年度評価替えに伴う負担調整措置の適用期限の延長、軽自動車税の環境性能割を軽減する特例措置の適用期限の延長など、所要の改正を行うもの。
- ・ 専決年月日 令和3年3月31日

報第5号 専決事項の報告について（酒田市都市計画税条例の一部改正）

※ 地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税について直ちに適用させるため、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したものを報告し、承認を求めるもの。

- ・ 令和3年度評価替えに伴う負担調整措置の適用期限の延長など、所要の改正を行うもの。
- ・ 専決年月日 令和3年3月31日

報第 6 号 専決事項の報告について（飛島情報通信基盤整備業務請負契約の変更）

※ 東日本電信電話株式会社 山形支店と請負契約を締結した飛島情報通信基盤整備業務の履行期間を変更することについて専決処分したものを報告するもの。

- ・ 履行期間 (変更前) 契約締結の日から令和3年3月31日まで
(変更後) 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- ・ 変更理由 全国的な需要逼迫により、完全受注生産品である海底光ファイバケーブルの調達に相当の期間を要することが明らかとなったため。
- ・ 専決年月日 令和3年3月31日

報第 7 号 専決事項の報告について（酒田市土門拳記念館及び酒田市美術館の指定管理者の指定）

※ 令和2年議第144号により議決を得た酒田市土門拳記念館及び酒田市美術館の指定管理者の指定についての指定の期間の変更並びに新たに酒田市土門拳記念館及び酒田市美術館の指定管理者の指定を行うことについて、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したものを報告し、承認を求めるもの。

- ・ 指定の期間の変更
公益財団法人さかた文化財団（予定）の酒田市土門拳記念館及び酒田市美術館の指定の期間
(変更前) 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
(変更後) 公益財団法人さかた文化財団（予定）の設立の日から
令和6年3月31日まで
- ・ 指定管理者の指定
 - (1) 酒田市土門拳記念館
 - ①指定管理者 酒田市飯森山二丁目13番地
公益財団法人土門拳記念館
理事長 高橋 修
 - ②指定の期間 令和3年4月1日から公益財団法人さかた文化財団（予定）の設立の日の前日まで
 - (2) 酒田市美術館
 - ①指定管理者 酒田市飯森山三丁目17番地の95
公益財団法人酒田市美術館
理事長 丸山 至
 - ②指定の期間 令和3年4月1日から公益財団法人さかた文化財団（予定）の設立の日の前日まで

- ・ 変更理由 新財団の設立準備に際し、公益財団法人土門拳記念館及び公益財団法人酒田市美術館の合併公告を令和2年9月8日付官報にて行ったが、令和3年3月に貸借対照表の掲載方法に誤りがあることが判明し、再公告を行う必要が生じ、新法人設立が遅延したため。
- ・ 専決年月日 令和3年3月31日

(補正予算 1件)

議第46号 令和3年度酒田市一般会計補正予算(第2号)

(人事案件 1件)

議第47号 酒田市固定資産評価員の選任について